平成２６年度　年間監査計画

赤平市監査委員事務運営規程第５条に基づき，平成２６年度の年間監査計画を次のとおり定め，業務の効率的かつ効果的な運営を図るものとする。

１　実施の基本方針

監査実施の基本方針は，赤平市監査委員事務運営規程第３条に基づき行うものとする。

２　監査等の種類及び対象等

年間の監査等の種類及び対象を次のとおり予定し，これに基づき実施する。ただし，必要のあるときは計画を変更し実施することができる。

⑴　定期監査

地方自治法第１９９条第４項の規定による監査は，平成２６年度**定期監査実施計画**に基づき実施するものとする。また，施設の管理状況等の監査については必要に応じ管理担当課の定期監査に併せ実施する。

なお，対象事務事業年度については，当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

⑵　随時監査

地方自治法第１９９条第５項の規定による監査は，監査委員が必要があると認めたとき，定期監査に準じて実施する。

⑶　行政監査

地方自治法第１９９条第２項の規定による監査は，定期監査を実施する過程で，必要があると認めたとき，市の事務の執行が，合理的かつ効率的に行われているか，法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として，適時実施する。

⑷　財政援助団体監査

地方自治法第１９９条第７項の規定による監査は，援助団体の中で特に交付率の高い次の４団体について，当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として，隔年で２団体（本年度は①と②）を実施する。

また，援助団体で事務局を市の職員が担当している団体については，抽出により定期監査に併せ実施する。

対象団体：①赤平中小企業相談所
②赤平市社会福祉協議会
③連合北海道赤平地区連合会
④たきかわ農業協同組合

事務局を市の職員が担当している団体：①赤平観光協会

なお，対象事務事業年度については，当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業

を対象として実施する。

⑸　例月現金出納検査

地方自治法第２３５条の２第１項の規定による検査は，会計管理者及び企業管理者の保管する現金（歳計現金，歳入歳出外現金，一時借入金，基金に属する現金及び預り金を含む。）の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに，現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として，毎月，規程に定められた期日をもって実施する。

⑹　決算審査

地方自治法第２３３条第２項及び地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づく審査は，一般会計及び各特別会計の決算並びに病院事業会計及び水道事業会計の決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに，予算の執行又は事業の経営が，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし，財政状況や経営状況についても分析し実施する。

⑺　基金の運用状況審査

地方自治法第２４１条第５項の規定による審査は，基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに，基金の運用が，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

⑻　健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第 1 項の規定による審査は，健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率）の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証し，健全化判断比率が適正であるかどうかを主眼として実施する。

⑼　資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第 1 項の規定による審査は，公営企業における資金不足比率の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証し，資金不足比率が適正であるかどうかを主眼として実施する。

3　監査等の着眼点

監査等の着眼点は，全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則」第２２条（監査等の着眼点）別項に定める監査等の着眼点のうちから適宜選択して決定する。ただし，監査等の対象により，必要に応じて，その都度，着眼点を追加して定めるものとする。

4　実施時期及び報告時期

⑴　定期監査

ア　書類審査　**定期監査実施計画**に基づき行う。

イ　報　　告　**定期監査実施計画**に基づき行う。

⑵　**随時監査**

ア　書類審査　必要があると認めたとき実施する。

イ　報　　告　定期監査に併せて行う。

⑶　**行政監査**

ア　書類審査　適時実施する。

イ　報　　告　定期監査に併せて行う。

⑷　**財政援助団体監査**

ア　書類審査　平成２７年２月中

イ　報　　告　定期監査に併せて行う。

⑸　**例月現金出納検査**

ア　検 査 日（概況聴取，講評）

・一般会計，特別会計及び基金　毎月１５日までの火曜日，金曜日を基本とし，休日その他やむを得ない理由があるときは調整する。
午前１０時

・公営企業会計　毎月３０日までの火曜日，金曜日を基本とし，休日その他やむを得ない理由があるときは調整する。
病院事業会計　午前１０時
水道事業会計　午前１１時

イ　報　　告　検査後速やかに議長及び市長に報告する。

⑹　**決算審査**

ア　書類審査　公営企業会計　　平成２６年５月１日から６月末
一般，特別会計　平成２６年７月１日から８月末

イ　報　　告　審査結果の報告は，８月末日までにそれぞれ意見書を市長に提出し，決算書の一部として９月議会の認定に付するものとする。

⑺　**基金の運用状況審査**

決算審査に併せて行う。

⑻　**健全化判断比率審査**

決算審査に併せて行う。（８月上旬）

⑼　**資金不足比率の審査**

決算審査に併せて行う。（８月上旬）

５　**監査業務計画**

平成２６年度**監査業務実施計画書**のとおり